

# 設計変更事例集(案)

平成25年4月  
室蘭市 水道部

# 目次

<b>1 . 仮設工(任意仮設・指定仮設)</b> .....	<b>1</b>
1-1 任意仮設の条件明示について	
1-2 仮設リース材の在庫確認がない場合について	
<b>2 . 当初契約と現場条件の不一致</b> .....	<b>2</b>
2-1 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更について	
2-2 既設埋設管の切り回し費用について	
2-3 土砂締切り内における水替えポンプの変更について	
2-4 仮置土が発生する場合の運搬費について	
<b>3 . 積算基準との不一致</b> .....	<b>3</b>
3-1 施工数量が少ない場合の積算基準の対応について	
3-2 下水道工事に伴う路面復旧範囲について	
3-3 敷鉄板の使用数量及び日数の設計との開差について	
3-4 交通誘導員の設計と現場実態との開差について	

## 1. 仮設工（任意仮設・指定仮設）

### 1.1. 任意仮設の条件明示について

#### 【事例 Q1】

改良工事における仮設道路の敷鉄板設置で、面積計上一式による表記だけで、拘束期間、現場内転用、新規搬入等がわかりません。

A：仮設、施工方法、その他工事目的物を完成するために必要な一斉の手段については、受注者とその責任において定める事項（建設工事請負契約書）であり、発注者とその施工手段を明示するものではありません。

敷鉄板のような任意仮設の場合は、標準的な施工方法に基づき積み上げ計上（歩掛の中に含まれる敷鉄板は対象外、通常敷いている軟弱地盤対策等で敷いているものは対象）していますが、企業によっても施工方法が異なるため、原則、設計変更対象とはなりません。（ただし、当初積算時の想定と現場条件が大きく異なる場合は設計変更可能です）

面積計上一式とは発注者が入札参加者の見積もり参考としてもらうためのものですので、ご不明な点があれば、入札前にご確認することをお願いします。

### 1.2. 仮設リース材の在庫確認がない場合について

#### 【事例 Q2】

型鋼矢板による締切りを行うにあたり、型の在庫がなかったため、型を使用したが設計変更を認めてもらえませんでした。（数社のリース会社より在庫不足証明書を提出）

A：矢板など任意仮設の場合、受注者は入札段階で仮設計画を立てていることとしますので、設計変更の対象としません。入札前に、ご不明な点があれば、ご確認することをお願いします。

ただし、仮設材の安全性が確保できない、岩盤等が想定外で資材の見直しが必要な場合などは、設計変更の対象となる可能性があるため、工事監督員に相談してください。

なお、指定仮設の場合、在庫がないことがわかる証明を書面にて工事監督員に提出し、その注文時期が適正だったかも含めて確認できる場合には設計変更対象となります。

## 2. 当初契約と現場条件の不一致

### 2.1. 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更について

#### 【事例 Q3】

当初想定してした支持地盤が試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したので、基礎工の形状が変更となりますが設計変更できますか。

A：土質変更に伴う基礎杭長、基礎杭径等の変更について変更設計図書に明示します。

また、ボーリング調査費用や変更設計図書に基づく基礎構造の費用について設計変更の対象とします。

### 2.2. 既設埋設管の切り直し費用について

#### 【事例 Q4】

埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り直し工事を施工したいが、設計変更の対象となりますか。

A：既設埋設管を一部撤去し、新規に切り直しする埋設管の位置、規格、数量等を変更設計図書に明示します。

また、既設埋設管の一部撤去費用と新規切り直し埋設管の敷設費用を設計変更の対象とします。

### 2.3. 土砂締切り内における水替えポンプの変更について

#### 【事例 Q5】

土砂締切り内の水替えが水中ポンプ 1 台で計上されていましたが、現地の状況により水中ポンプ 4 台で施工しましたが、設計変更の対象となりますか。

A：水中ポンプの規格及び台数は、排水量をもとに基準書等から決められています。現地の排水量が工事監督員により算出された排水量より多量な場合等、工期・現場の状況により難しい場合等は設計変更の対象とします。

受注者より排水量等の根拠資料を提出し工事監督員と協議をお願いします。

## 2.4. 仮置土が発生する場合の運搬費について

### 【事例 Q6】

既設路盤材及び発生土砂について埋戻土への流用があり、仮置土の運搬費が計上されていましたが、設計の運搬距離内では仮置き場が確保できません。

A：当初積算時においては、設計運搬距離内での仮置き場を想定していますが、当初積算時と現場条件が大きく異なる場合は設計変更の対象となりますので、監督員と書面にて協議願います。

## 3. 積算基準との不一致

### 3.1 施工数量が少ない場合の積算基準の対応について

### 【事例 Q7】

設計変更工種において、積算基準が無いものについて、見積で対応されていますが、積算基準がある場合は、施工数量に関係なく積算されています。特殊作業の場合、当たり単価以上とそれ以下では、施工金額に大きな違いが発生します。このような場合、見積で積算対応できないのでしょうか。

A：積算基準については施工数量も考慮したものとなっております。積算基準の適用範囲外の条件であれば見積等による対応も可能ですが、適用範囲内であれば、積算基準での積算になります。

### 3.2 下水道工事に伴う路面復旧範囲について

### 【事例 Q8】

当初設計での舗装復旧範囲について掘削による影響部分を考慮されていますが、現況路面状況が悪く影響部分が大きくなりますが、設計変更の対象となりますか。

A：路面復旧範囲については、受注者の責によらず、当該道路の土質等の関係から、当該道路の機能を掘削前の道路の機能と同等にするため十分でない認められた場合においては、当該道路の機能を掘削前の道路の機能と同等にするため必要な範囲において、監督員と協議の上、復旧面積を定めることができます。

### 3.3 敷鉄板の使用数量及び日数の設計との開差について

#### 【事例 Q9】

仮設道路敷鉄板における設計使用数量及び日数が、実態よりかなり少ないです。

A：あくまでも任意仮設であるため、現地使用数量及び使用日数は合致するものではありません。工事監督員が日当標準作業量や必要と認めた範囲を算出し積算計上しており、現地実態との開差については、工事監督員と協議し決定して下さい。施工の効率を理由に施工範囲を広げる場合は受注者の責任において対応すべきと考えます。

### 3.4 交通誘導員の設計と現場実態との開差について

#### 【事例 Q10】

交通誘導員は、施工計画書に基づく配置人員数で設計変更できませんか。

A：交通誘導員については、必ず実績人数で計上されるわけではありません。工事監督員が施工数量から、積算基準等の日当り標準作業量を除して施工日数を算出し、工事監督員の計画する誘導員の配置人数を乗じた日数を計上しています。

警察協議で必要となった誘導員については、設計変更の対象となりますので警察との協議事項を書面にて提出願います。